

改正概要説明書

国名： タイ

法令名： 商標法

改正情報： B. E. 2559 (2016 年) 法律 (No. 3) により改正，2016 年 7 月 28 日施行

改正概要：

1. 登録対象の追加

- ・ 商標登録の対象として，音の商標を追加した(第 4 条)。

2. 手数料減免等の規定を追加

- ・ 通商大臣の規則等を定める権限に手数料の減免等の文言を追加した(第 5 条)。

3. 識別性の規定の明確化

- ・ 識別性を有するとみなされる商標の構成のうち，人の姓，法人の名称，言葉，文字，色彩，画像，形状，音について識別性を有するための要件を具体的に追加して明確化した(第 7 条(1)(3)(4)(5)(9)(10)(11))。

4. 一出願多区分制度の導入

- ・ 商品分類ごとに出願すべき旨の規定を削除し，一出願多区分制度を導入した(第 9 条)。

5. 先後願の要件の具体化

- ・ 商標の先後願の要件について，他の区分に属する商品と性質が同一であれば商品が類似する旨，出所の誤認混同を生じうる主体が公衆である旨を明記して先後願の判断基準を具体化した(第 13 条)。

6. 連合商標登録制度の廃止

- ・ 同一人の有する類似する複数の商標は連合商標として登録すべき旨の旧第 14 条を削除して連合商標登録制度を廃止した。

7. 法定期間の変更

- ・ 拒絶理由通知の応答(第 15 条(2))，識別性のない部分の権利放棄(第 17 条)，拒絶決定に対する審判請求及び審判請求棄却決定の遵守義務(第 18 条)，先後願の後願出願人の審判請求(第 21 条)，類似商標の登録許可の条件に対する審判請求(第 27 条)，登録公告の取消に対する審判請求(第 31 条)，登録異議申立て(第 35 条)，異議答弁書提出及び追加資料提出命令(第 36 条)，異議決定に対する審判請求(第 37 条)，更新出願の補正命令提出(第 60 条)，ライセンス登録拒絶決定に対する審判請求(第 69 条)，ライセンス登録取消決定に対する審判請求(第 74 条)，証明商標の規則修正決定に対する審判請求(第 89 条)についての期限を所定日から 90 日以内だったものを 60 日以内に短縮した。
- ・ 一方，登録手数料の納付(第 40 条)及び更新出願の訂正(第 55 条)については，所定日から 30 日以内だったが 60 日以内に延長した。

・ また更新出願をすることができる期限については、存続期間満了前 90 日以内を 3 月以内と変更した(第 54 条)。

8. 先後願の取扱いの整備

・ 複数の出願が競合した場合、審査は先願についてのみ行い、後願出願人には先願の審査の進展を待つよう通知する旨の規定、及びこれに不服のある後願出願人は審判請求できる旨の規定を整備し(第 20 条, 第 21 条), 旧規定を大幅に見直した。

9. 一部移転の許容

・ 商標権は指定商品の一部についても移転できる旨の文言を追加した(第 49 条)。

10. 類似する商標の登録の混同防止措置

・ 連合商標一括移転の規定(旧第 50 条)が廃止され、代わって、登録商標が移転された結果、他の登録商標と出所の混同を生じさせる場合には移転を認めないが共存契約がある場合は認める旨の規定を設けた(第 51-1 条)。併せて、移転登録申請事項の補正についての規定も新設した(第 52-1 条)。

11. 更新出願の猶予期間の新設

・ 商標登録の更新出願期間を徒過してもその後 6 月の猶予期間内に手続可能とする規定を新設した(第 54 条)。

12. ライセンス契約の拘束力の規定の追加

・ ライセンス契約に別段の定めがない限り、対象の商標が移転されても効力に影響がない旨の機会を追加した(第 79-1 条)。

13. マドリッド協定議定書加入による特例規定の新設

・ タイがマドリッド協定議定書に加入したため(2017 年 11 月 7 日発効)、タイを指定した国際登録をタイの商標の審査につなげて登録する手続についての特例規定を新設した(第 79-2 条-第 79-15 条)。

14. ライセンス契約の拘束力の規定の追加

・ ライセンス契約に別段の定めがない限り、対象の商標が移転されても効力に影響がない旨の機会を追加した(第 79-1 条)。

15. 刑事罰の対象の追加

・ 商標侵害罪の刑事罰の対象行為として、他人の商標を付した包装等を使用した場合を追加した(第 109-1 条)。

改正内容：

・ **第 4 条**

音の標章が認められた。

・ **第 5 条**

手数料の減免につき規定された。

・ **第 7 条**

識別性に関して明確化された。

・ **第 9 条**

多区分出願が認められた。

・ **第 13 条**

他人の商標と同一又は類似する商標の登録要件が明確化された。

・ **第 14 条**

連合商標が廃止された。

・ **第 15 条, 第 17 条, 第 18 条, 第 21 条, 第 27 条, 第 31 条, 第 35 条, 第 36 条, 第 37 条, 第 40 条, 第 55 条, 第 60 条, 第 69 条, 第 74 条, 第 89 条**
期日要件が 60 日に統一された。

・ **第 20 条, 第 21 条**

先願制が明確化された。

・ **第 22 条-第 26 条**

削除された。

・ **第 49 条**

一部移転が認められた。

・ **第 50 条**

削除された。

・ **第 51-1 条, 第 52-1 条**

商標の移転に関する新設条文である。

・ **第 54 条**

更新申請期間が満了前 90 日から 3 月に変更された。
申請期間遅延の救済措置が明確化された。

・ **第 79-1 条**

ライセンス契約の対象となる商標が移転された場合についての新設条文である。

・ **第 79-2 条—第 79-15 条**

マドプロ加盟(2017年11月7日発効)に伴う新設条文である。

・ **第 109-1 条**

真正品のパッケージを使用した商品の詰替えの罰則が規定された。

・ **第 117 条—第 123 条**

経過規定に関する新設条文である。